

企業会計基準公開草案第7号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第10号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見

平成17年10月6日
日本公認会計士協会

このたび公表されました標記「企業会計基準公開草案第7号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準（案）」」及び「企業会計基準適用指針公開草案第10号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」」（以下「適用指針（案）」という。）に対する当協会としての意見を、以下のとおり申し上げます。

1. 現物配当に係る損益区分等について（適用指針（案）第9項）

（コメント）

適用指針（案）第9項では、現物配当を行う場合、配当財産を時価評価し、適正な帳簿価額との差額を損益とするとしている。

損益計上する場合の損益計算書の計上区分及び勘定科目が示されていないので、適用指針において示すべきと考える。

（理由）

適用指針（案）第9項では、配当財産を時価評価した際に計上される損益について、計上すべき損益計算書の損益区分と勘定科目が示されていない。

例えば、有価証券を配当財産とした場合と、土地のような固定資産を配当財産とした場合で、計上される損益計算書の損益区分（例えば営業外損益、特別損益）及び勘定科目がどのようになるのかが明確ではなく、実務上、混乱する懸念があるので、具体的に示すべきと考える。

2. 現物配当の処理と減損処理との関係について（適用指針（案）第9項）

（コメント）

配当財産の時価が下落していると、現物配当の際に損失が計上されることが考えられる。当該損失と減損会計適用による減損損失との関係が必ずしも明確ではないので、明示すべきと考える。

（理由）

減損会計において、減損損失は使用価値と正味売却価額のいずれか高い価額に基づいて測定し、資産には適正な帳簿価額を付すこととされている。一方、現物配当に際して、資産は時価評価されるので、損失が計上されるケースが考えられる。

取締役会等による現物配当の意思決定が資産の使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化（企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計

基準の適用指針」第13項)に該当するかどうかと、それが該当するとした場合に現物配当により見込まれる損失と減損損失として計上すべきものの関係が明確ではないと思われる。したがって、これらの関係を明確にすべきと考える。

3. 「自社の株式」の用語について（適用指針（案）第37項）

（コメント）

「自社の株式」の用語は、類似の用語があるので、「新株又は自己株式」の用語を使用するほうがよいと考える。

（理由）

① 適用指針（案）第 37 項では、新株と自己株式の両方を包含する用語として「自社の株式」の用語が用いられている。

しかしながら、自己株式、自己株券、自社株のように類似の用語が使用されているので、「自社の株式」を使用せず、そのまま「新株又は自己株式」として規定するほうがよいと考える。

② 新株の「発行」と自己株式の「処分」をあわせて自社の株式の「交付」としているが、「交付」についても、あえて使用しなくてもよいと考える。

4. 適用指針（案）の設例 1 について

（コメント）

適用指針（案）の設例 1 の図表で示されている連結修正仕訳のうち、平成X2年 3 月31 日（決算日）修正仕訳において、貸方に「法人税等調整額 32」が記載されているが、従来の設例どおり、「法人税等 32」でよいと考える。

（理由）

設例の取引は税効果会計の対象にならないと考えられるので、従来どおりの勘定科目「法人税等」になると考えられる。

以 上